

スポンサー付道路照明灯事業実施要領

民間（以下「OURライトサポーター」という。）と徳島県（以下「県」という。）が協働して県管理道路の照明灯（以下「道路照明灯」という。）を維持管理することにより、道路の維持管理費の縮減を図るとともに、道路への愛護意識の高揚を図ることを目的とします。

1 役割について

(1) OURライトサポーター

照明灯の電気料金として、**照明灯1本につき年2万円**を御協力いただきます。

原則として、**協定締結の日から3年間の継続**をお願いします。

(2) 県

- ① 道路照明灯柱にスポンサー協力企業名を表示します。
- ② 徳島県ホームページにOURライトサポーターの名称を紹介します。
- ③ 御希望により、スポンサーのホームページへリンクします。

2 対象となる道路照明灯(別紙)

次の路線箇所にある道路照明灯（電柱に共架されたものを除く）を対象とします。

路線（②～⑦）の個別照明灯の位置や管理番号の詳細が不明のときはお問合せください。

- ① 徳島停車場線(県道13号) 徳島駅前（現在の協力企業撤退時のみ募集）
- ② 国道438号線 国道192号から(阿波おどり会館経由) 紺屋町(東大工町) まで
- ③ 宮倉徳島線(県道136号) 国道55号(かちどき橋)から紺屋町(東大工町) まで
- ④ 徳島小松島線(県道120号) 国道55号(かちどき橋)から徳島県警察本部前まで
- ⑤ 徳島鴨島線(県道30号) 国道192号(藍場浜公園)前からJ R高徳線交差点まで
- ⑥ 徳島港線(県道190号) 国道55号線(かちどき橋)から徳島みなと公園(助任川)まで
- ⑦ 沖ノ洲徳島本町線(県道38号) 福島橋から安宅交差点まで
- ⑧ その他県が管理する路線（お問い合わせください）

(実施箇所 MAP)



出典:「電子国土」URL<http://cyberjapan.jp/>

3 OURライトサポーターの応募資格

次の(1)(2)(3)すべてに該当する者としてします。

(1)法人又は団体等であること。

(2)次に掲げる企業等でないこと。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規制されるもの

②消費者金融、たばこ、ばくち・ギャンブルに係るもの

③法律に定めのない医療類似行為に係るもの

④政治性又は宗教性を有する法人又は団体

⑤暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの

⑥その他、県有資産に表示する業種・業者として適当でないとして認められるもの

(3)法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、県の指名停止処置を受けている者等でないこと。

なお、複数の企業等が任意団体を構成し応募することは可能です。

個人商店等は対象となりますが、個人は対象外とします。

4 応募方法等

応募を希望される場合には、応募申込書（様式1）を提出してください。

(1) 提出書類 ア 応募申込書（様式1）

※必要に応じて次の書類を求めることがあります。

イ 商業登記事項証明書（原本）

ウ 定款（最新のもの）

エ その他県が必要と認める書類

(2) 応募期間 随時受付

(3) 提出方法

ア 持参

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

イ 郵送

〒770-8570（住所記載不要）

徳島県 県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当あて

ウ 電子メール

koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp 【OURライトサポーター応募】

5 スポンサー企業の決定等

(1) OURライトサポーターの決定方法等

①スポンサー付道路照明灯事業実施要領に基づき、応募企業等の適否を判断します。

同日、同一照明灯に複数応募があった場合は事業所等が近い企業を優先し、自治会・任意団体等、事務所又は事業所等のない団体の場合は別途調整します。

②書類提出後30日以内に決定し、審査結果は応募者に速やかに文書で通知します。

なお、審査の内容についての問合せには応じられません。

(2) OURライトサポーターの決定の取消

次の場合は協定書締結後であっても決定を取り消します。

①OURライトサポーターが、3で定める応募者としての資格を失った場合。

②著しく社会的信用を損なう等，OURライトサポーターとしてふさわしくないと県が判断した場合。

6 協定の締結

スポンサー付道路照明灯事業の実施に当たっては，OURライトサポーターと県が「スポンサー付道路照明灯事業協定書」を締結します。

別添：表示シール

7 表示シール

(1) 表示概要

道路照明灯の維持管理上支障がない位置に，電気料金相当額を負担いただいた企業名等を表示シールにより添付するものとします。

(2) 大きさ，色彩等

表示シールの大きさは，横15cm×縦30cmとし，デザイン・色彩・材質等は別図のとおりとします。

(3) 設置期間

表示シールの添付は協定書締結後，県において行い，協定期間の終了後，県において撤去します。



表示シール仕様
大きさ：縦 150mm × 横 300mm
色彩：文字 青 下地 白
材質：塩化ビニール樹脂（塩ビシート）

8 その他

OURライトサポーターは，その所有管理する情報発信媒体において，スポンサー付道路照明灯事業の活動を紹介することができます。掲載に当たっては，事前に当課まで御相談ください。

9 問い合わせ先

徳島県県土整備部 高規格道路課 企画・管理担当

電話番号 088-621-2548

ファクシミリ 088-621-2872

電子メールアドレス koukikakudouroka@pref.tokushima.lg.jp

様式 1 (実施要領 4)

スポンサー付道路照明灯事業応募申込書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

住所

企業等名称

代表者職氏名

担当者(連絡先)氏名

電話

印

スポンサー付道路照明灯事業実施要領 4 の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

- 1 申込箇所
- 2 路線名
- 3 申込道路照明灯管理番号(現地で確認できない場合はお問合せください)
- 4 申込期間
- 5 略図(申込箇所の略図をお願いします。)

- 6 HPリンク希望先
(<http://>)

(協定書原案：参考)

スポンサー付道路照明灯事業協定書

SAMPLE

OURライトサポーター（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）は、「スポンサー付道路照明灯事業実施要領」の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

(事業の目的)

第1条 甲と乙が協働して県管理道路の照明灯を維持管理していくことにより、道路への愛護意識の醸成を図ることを目的とする。

(事業の対象)

第2条 甲と乙が協働し維持管理を行う照明灯は、裏面記載のとおりとする。

(協定期間)

第3条 この協定書の期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日とする。

(役割分担)

第4条 甲は道路照明灯の維持のため、道路照明灯スポンサーとして電気料金相当額として毎年1本当たり2万円（以下「スポンサー料」という。）を乙が発行する納入通知書により納入するものとする。

2 乙は道路照明灯の支柱部分に、甲から協力を受けた旨の表示シールを貼付するものとする。

3 何らかの理由により、協定期間内に表示シールが破損したときは、乙が修繕するものとする。

(表示シール)

第5条 表示シールの添付は甲に何らかの権利を発生させるものではない。

2 乙に照明灯を撤去しなければならない事由が生じ、撤去を行うときは協定期間中であっても、この協定は終了するものとする。

3 表示シール添付後、甲がスポンサー付道路照明灯事業実施要領1に反した場合、乙は表示シールを撤去するものとする。

(スポンサー料の返還)

第6条 前条第2項及び第3項により、乙が協定期間中に表示シールを撤去したときは、乙は納入済のスポンサー料を残りの月数により返還するものとする。

(損失補償等の不請求)

第7条 協定期間中に表示シールが撤去された場合、事由を問わず、甲は乙に対して損失補償その他一切の請求権を有しないものとする。

(疑義等)

第8条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 OURライトサポーター

印

SAMPLE

乙 徳島県知事

印

○対象照明灯

	管理番号	路線名	設置箇所	備考
①				
②				
③				